

一般名処方について

現在、医薬品の供給が不安定な状況が続いております。
調剤薬局において、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じて調剤できることで、
患者様に適切に医薬品を提供するために、処方箋には、医薬品の銘柄ではなく
一般名（成分名）を記載する取り組みを行っております。
お薬についてご不明・ご心配ごとがありましたら、お気軽に医師にご相談くだ
さい。

●お薬の名前は2種類あります

お薬には、製薬会社がつけたお薬の名前「商品名」とお薬の有効成分で表示す
る「一般名」があります。

例)		《一般名》	《商品名》	
【般】ロキソ [®] ロフェンNa錠 60mg	⇒		ロキソニン錠 60mg	(先発医薬品)
			ロキソ [®] ロフェンNa錠 60mg「サワイ」	(後発医薬品)
			ロブ [®] 錠 60mg	(後発医薬品)
			ロキソマリン錠 60mg	(後発医薬品)

ただし、後発品が存在しないお薬もあります。

●一般名処方になると患者様ご自身でお薬を選べます

一般名で処方することにより、患者様が調剤薬局において、「先発医薬品」か
「後発医薬品」から選ぶことができるようになります。
調剤薬局の薬剤師からお薬の情報と説明を納得するまで受け、よく相談してか
らお薬を選択してください。

●後発医薬品は品質・安全性も保障されます

後発医薬品は、品質・安全性も保障されています。
詳しくは、厚生労働省ホームページ「ジェネリック医薬品の使用促進について」
をご参照ください。